

財務省告示第二百六十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年八月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九 年法律第二十三号）第四十六

三 法律及びその 条第一項及び第六十二条第一項

の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

五

募方

入札競争の

価格競争

入札競争

国債市場

特別参加

者第

非価格競争

争入札

及び

行市場

債参加

別第

・第

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

国債市場

特別参加

者第

非価格競争

別参加者・第 非価格競争入札
発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからそのうち応募額を順次割り

当てる。各
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

入札競争

国債市場

特別参加

者第

非価格競争

額、特別会計に関する法律第
うち、特別会計に関する法律第

四十六條第一項の規定に基づき
発行した利付国債に於いては、

額、特別会計に関する法律第
三十五條第一項の規定に基づき

付、特別会計に関する法律第
千六百八十九千八百六十五万
特別会計に関する法律第四十六

た、特別会計に関する法律第
七、三十五億円で、額面金額

口

十
三
二

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行

十 額 十
四 面 金 以上
銭 額 百 円
の それぞ
れ の 必 募
価 格
九 十 九 円
四

(一) 年 二
募 入 一
決 定 の パ
ー セ ン ト
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 払 込 金 額 に 加 え 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 70}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出

十四 初期利子

た金額に当該非居住者又は外国
の税率を乗じた金額を控除す
ることができる。
平成二十年十二月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 21}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎を、六月二十日及び十二月二十
日を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成四十年六月二十日

十七 償還金額

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十年八月二十九日